

3号認定

※国が定める基準よりも減額した金額を設定し、負担軽減を図ります。

玉川村の利用者負担額表（3号認定）（単位：円/月）

階層区分	定 義		3号認定 (3歳未満児)					
			標準時間		短時間			
			玉川村	国基準額	玉川村	国基準額		
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0		
第2階層	A	市町村民税非課税世帯	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯	0	0	0	0	
	B		上記に該当しない世帯	0	0	0	0	
第3階層	A	市町村民税均等割のみ課税世帯	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯	5,500	9,000	5,400	9,000	
	B		上記に該当しない世帯	12,000	19,500	11,800	19,300	
	C	所得割課税額 48,600円未満	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯	8,000	9,000	7,800	9,000	
	D		上記に該当しない世帯	18,000	19,500	17,600	19,300	
第4階層	A	所得割課税額 97,000円未満	うち 77,101円 未満	母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯	8,000	9,000	7,800	9,000
	B		上記に該当しない世帯	26,000	30,000	25,600	29,600	
	C	うち 77,101円以上		26,000	30,000	25,600	29,600	
第5階層	所得割課税額 169,000円未満		32,000	44,500	31,400	43,900		
第6階層	所得割課税額 301,000円未満		32,000	61,000	31,400	60,100		
第7階層	所得割課税額 397,000円未満		32,000	80,000	31,400	78,800		
第8階層	所得割課税額 397,000円以上		32,000	104,000	31,400	102,400		

《備考》

- **年齢要件** 保育を実施した当該年度の初日の前日における年齢に応じて決定します。
- **階層区分** 4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- **利用者負担額の多子軽減等**

①「年収約360万円未満」に該当する世帯（世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満）

(1) 世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合

支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に2人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3人目以降については0円とします。

(2) 世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯等に該当し、支給認定保護者と生計を一とする負担額算定基準者がいる場合、年齢に関わらず多子軽減に伴う対象とし、この子どもから順に2人目以降を0円とします。

②「年収約360万円未満」に該当しない世帯

(1) 世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円以上の場合

小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は「利用者負担額表」の利用者負担額の半額とし、3人目以降については0円とします。